

<h1>静岡市報</h1>	No. 11
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市行政不服審査法等施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・ 5
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例・・・ 6
- 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・ 8

規 則

- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・ 10
- 静岡市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市景観条例等施行規則の一部を改正する規則・・・ 27

訓 令

- 静岡市公文例規程の一部改正・・・ 35

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市行政不服審査法等施行条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第1号）

工業標準化法の一部が改正されたことにより、条例中同法から引用する規定を整理するために所要の改正を行うこととした。

◇ 静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第2号）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中同法の条項を引用する規定を整理するため所要の改正を行うこととした。

◇ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第3号）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中同法の条項を引用する規定を整理するため所要の改正を行うこととした。

◇ 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第4号）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中同法の条項を引用する規定を整理するため所要の改正を行うこととした。

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第5号）

地方税法の改正に伴う道路運送車両法の改正及び工業標準化法の改正により、本市手数料条例の関連規定について所要の改正を行うこととした。

条 例

静岡市行政不服審査法等施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年1月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第1号

静岡市行政不服審査法等施行条例の一部を改正する条例

静岡市行政不服審査法等施行条例（平成28年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号及び第14条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第2号

静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第3号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例（平成15年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第4号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成15年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第5号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「軽自動車税」を「軽自動車税種別割」に改める。

別表第1中

「

地籍図の複写	日本工業規格A列3番1枚につき 300円	を
--------	----------------------	---

」

「

地籍図の複写	日本産業規格A列3番1枚につき 300円	に
--------	----------------------	---

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和元年度以前の年度分の納税証明書に係るこの条例による改正後の静岡市手数料条例第2条第3項第2号の規定の適用については、同号中「軽自動車税種別割」とあるのは、「軽自動車税」とする。

規 則

静岡市規則第1号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年1月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

総務局市長公室東 京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
------------------	----	-------------	------

を

」

「

総務局市長公室東 京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
総務局危機管理総 室危機管理課	課長	防災物品売払収入の収納	所属職員

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第2号

静岡市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年1月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市環境影響評価条例施行規則（平成27年静岡市規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

		<p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）外の区域であって、特定区域を除いたものをいう。以下同じ。）における車線の数4以上であり、かつ、長さが3.75キロメートル以上である道路を設けるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内（都市計画区域内の区域であって、特定区域を除いたものをいう。以下同じ。）における車線の数4以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上である道路を設けるもの</p> <p>一般国道等の改築の事業のうち、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるものであって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における車線の数増加に係る部分（改築後の車線の数4以上であるものに限</p>
--	--	--

を

		<p>る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さが3.75キロメートル以上であるもの</p> <p>(3)都市計画区域内における車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さが7.5キロメートル以上であるもの</p>
	<p>(3)森林法(昭和26年法律第249号)第4条第2項第4号の林道(以下「林道」という。)の開設</p>	<p>林道の開設の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1)特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p>

「

		<p>(1)特定区域内における車線の数が4以上であり、かつ、長さが3.75キロメートル以上である道路を設けるもの又は5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2)都市計画区域外(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)外の区域であって、特定区域を除いたものをいう。以下同じ。)における車線の数が4以上であり、かつ、長さが3.75キロメートル以上である道路を設けるもの</p> <p>(3)都市計画区域内(都市計画区域内の区域であって、特定区域を除いたものをいう。以下同じ。)に</p>
--	--	---

」

		<p>おける車線の数が4以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上である道路を設けるもの</p> <p>一般国道等の改築の事業のうち、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるものであって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における車線の数の増加に係る部分 (改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さが3.75キロメートル以上であるもの又は5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さが3.75キロメートル以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さが7.5キロメートル以上であるもの</p>
	<p>(3) 森林法(昭和26年法律第249号)第4条第2項第4号の林道(以下「林道」とい</p>	<p>林道の開設の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上である林道を設けるもの又は5ヘクタール以上の面積の</p>

に、

	う。)の開設	土地の形状の変更を伴うもの
3 条例 別表第 3に掲 げるも の	鉄道事業法（昭和61 年法律第92号）第2 条第1項に規定する 鉄道事業の用に供す る鉄道（全国新幹線 鉄道整備法（昭和45 年法律第71号）第2 条に規定する新幹線 鉄道を除く。以下「鉄 道」という。）又は軌 道法（大正10年法律 第76号）の適用を受 ける軌道（以下「軌 道」という。）の建設 又は改良	<p>鉄道又は軌道の建設の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における長さが3.75キロメートル以上である鉄道又は軌道を設けるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における長さが7.5キロメートル以上である鉄道又は軌道を設けるもの</p> <p>鉄道又は軌道の改良の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における改良に係る部分の長さが3.75キロメートル以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における改良に係る部分の長さが7.5キロメートル以上であるもの</p>
4 条例 別表第 4号に 掲げる もの	航空法施行規則（昭 和27年運輸省令第56 号）第75条第1項の 陸上空港等又は自衛 隊法（昭和29年法律 第165号）第2条第1 項に規定する自衛隊 が設置する陸上の飛 行場（以下これらを 「陸上飛行場」とい う。）の新設又は増設	<p>陸上飛行場の新設の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 特定区域外における滑走路の長さが1,875メートル以上であるもの</p> <p>陸上飛行場の増設の事業であって、特定区域外における1,875メートル以上の滑走路を増設するもの又は375メートル以上の滑走路の延長で、かつ、延長後の滑走路の長さが1,875メートル以上であるもの</p>

を

「

<p>3 条例 別表第 3号に 掲げる もの</p>	<p>鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道（全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道を除く。以下「鉄道」という。）又は軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道（以下「軌道」という。）の建設又は改良</p>	<p>鉄道又は軌道の建設の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における長さが3.75キロメートル以上である鉄道若しくは軌道を設けるもの又は5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における長さが3.75キロメートル以上である鉄道又は軌道を設けるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における長さが7.5キロメートル以上である鉄道又は軌道を設けるもの</p> <hr/> <p>鉄道又は軌道の改良の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における改良に係る部分の長さが3.75キロメートル以上であるもの又は5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における改良に係る部分の長さが3.75キロメートル以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における改良に係る部分の長さが7.5キロメートル以上であるもの</p>
<p>4 条例 別表第 4号に 掲げる もの</p>	<p>航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上の飛行場（以下これらを「陸上飛行場」とい</p>	<p>陸上飛行場の新設の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 滑走路の長さが1,875メートル以上であるもの</p> <hr/> <p>陸上飛行場の増設の事業であって、1,875メートル以上の滑走路を増設するもの又は375メートル以上の滑走路の延長で、かつ、延長後の滑走路の長さが1,875メートル以上であるもの</p>

に、

う。)の新設又は増設

「

<p>5 条例 別表第 5号に 掲げる もの</p>	<p>発電所(火力、水力又は風力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。)の新設又は変更</p>	<p>発電所の設置の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 特定区域外において行われる事業であって、出力の合計が、火力による発電にあつては11.25万キロワット以上、水力による発電にあつては2.25万キロワット以上、風力による発電にあつては1,000キロワット以上であるもの</p> <hr/> <p>発電所の変更の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 特定区域外において行われる事業であって、出力の合計が、火力による発電にあつては11.25万キロワット以上、水力による発電にあつては2.25万キロワット以上、風力による発電にあつては1,000キロワット以上増加するもの</p>
<p>6 条例 別表第 6号に 掲げる もの</p>	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設であつて、焼却により処理するもの</p>	<p>ごみ焼却施設の設置の事業であつて、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において行われる事業であつて、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において行われる事業であつて、1日当たりの処理能力の合計が150トン以上</p>

を

	(以下「ごみ焼却施設」という。)の設置又は変更	<p>であるもの</p> <p>ごみ焼却施設の変更の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上増加するもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が150トン以上増加するもの</p>
	(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の設置又は変更	<p>し尿処理施設の設置の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が75キロリットル以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上であるもの</p> <p>し尿処理施設の変更の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p>

「

5 条例別表第5号に	(1) 火力発電所等(火力、水力又は風力による発	<p>火力発電所等の設置の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の</p>
------------	--------------------------	---

掲げるもの	電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。)の設置又は変更	<p>土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 出力の合計が、火力による発電にあつては11.25万キロワット以上、水力による発電にあつては2.25万キロワット以上、風力による発電にあつては1,000キロワット以上であるもの</p>
	(2) 太陽光発電所(太陽光による発電のために必要な太陽電池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。)の設置又は変更	<p>火力発電所等の変更の事業であつて、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 出力の合計が、火力による発電にあつては11.25万キロワット以上、水力による発電にあつては2.25万キロワット以上、風力による発電にあつては1,000キロワット以上増加するもの</p> <p>太陽光発電所の設置の事業であつて、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における太陽光発電所の敷地その他事業の用に供される敷地(以下「太陽光発電所敷地」という。)の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における太陽光発電所敷地の面積が25ヘクタール以上であるもの又は森林(森林法第2条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる同法第2条第3項に規定する民有林をいう。)において立木竹を伐採する区域(以下「森林伐採区域」という。)の面積が10ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における太陽光発電所敷地の面積が50ヘクタール以上であるもの又は森林伐採区域の面積が20ヘクタール以上であるもの</p> <p>太陽光発電所の変更の事業であつて、次の各号に掲げ</p>

		<p>るもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における太陽光発電所敷地の面積が5ヘクタール以上増加するもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における太陽光発電所敷地の面積が25ヘクタール以上又は森林伐採区域の面積が10ヘクタール以上増加するもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における太陽光発電所敷地の面積が50ヘクタール以上又は森林伐採区域の面積が20ヘクタール以上増加するもの</p>
<p>6 条例 別表第 6号に 掲げる もの</p>	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設であって、焼却により処理するもの（以下「ごみ焼却施設」という。）の設置又は変更</p>	<p>ごみ焼却施設の設置の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上であるもの又は特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が150トン以上であるもの</p> <p>ごみ焼却施設の変更の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上増加するもの又は特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上増加するもの</p>

に、

		(3) 都市計画区域内において行われる事業であつて、1日当たりの処理能力の合計が150トン以上増加するもの
(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の設置又は変更		し尿処理施設の設置の事業であつて、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 (1) 特定区域内において行われる事業であつて、1日当たりの処理能力の合計が75キロリットル以上であるもの又は特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの (2) 都市計画区域外において行われる事業であつて、1日当たりの処理能力の合計が75キロリットル以上であるもの (3) 都市計画区域内において行われる事業であつて、1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上であるもの
		し尿処理施設の変更の事業であつて、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 (1) 特定区域内において行われる事業であつて、1日当たりの処理能力の合計が75キロリットル以上増加するもの又は特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの

「

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第3号、第5号、	焼却施設の設置の事業であつて、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 (1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの (2) 都市計画区域外において行われる事業であつて、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上で
--	--

」

第8号、第12号 又は第13号の2 に規定する産業 廃棄物の処理施 設（以下「焼却 施設」という。） の設置又は変更	あるもの (3) 都市計画区域内において行われる事業であつて、1日当たりの処理能力の合計が150トン以上であるもの	を
	焼却施設の変更の事業であつて、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 (1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの	

「

(4) 廃棄物の処理 及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第7条 第3号、第5号、 第8号、第12号 又は第13号の2 に規定する産業 廃棄物の処理施 設（以下「焼却 施設」という。） の設置又は変更	焼却施設の設置の事業であつて、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 (1) 特定区域内において行われる事業であつて、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上であるもの又は特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの (2) 都市計画区域外において行われる事業であつて、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上であるもの (3) 都市計画区域内において行われる事業であつて、1日当たりの処理能力の合計が150トン以上であるもの	に、
	焼却施設の変更の事業であつて、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 (1) 特定区域内において行われる事業であつて、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上増加するもの又は特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの	

」

		(2) 都市計画区域内において施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。	を
--	--	--	---

		(2) 都市計画区域内において施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの	に、
--	--	--	----

		(1) 特定区域内において施行する土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの (2) 特定区域外において施行する区域内に建設しようとする建築物の延べ面積の合計が5万平方メートル以上であるもの	を
--	--	--	---

		(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの (2) 施行する区域内に建設しようとする建築物の延べ面積の合計が5万平方メートル以上であるもの	に、
--	--	---	----

24 条例 別表第 24号に 掲げる もの	河川又は海岸の土地の形状の変更（国土保全を目的とした河川又は海岸事業に係るものを除く。以下「河川又は海岸の改変」という。）の事業	河川又は海岸の改変の事業であって、特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの	を
-----------------------------------	--	---	---

	(砂防事業を含む。)	
--	------------	--

「

24 条例 別表第 24号に 掲げる もの	河川又は海岸の土地の形状の変更（国土保全を目的とした河川又は海岸事業に係るものを除く。以下「河川又は海岸の改変」という。）の事業（砂防事業を含む。）	河川又は海岸の改変の事業であって、特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの
-----------------------------------	--	---

に

」

改める。

別表第1備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

- 2 都市計画区域外において行われる事業の要件に係る規模等の算定は、当該事業が特定区域内にわたる場合においては、当該特定区域の規模等を加えるものとする。
- 3 都市計画区域内において行われる事業の要件に係る規模等の算定は、当該事業が特定区域内又は都市計画区域外にわたる場合においては、当該特定区域又は都市計画区域外の規模等を加えるものとする。

別表第2中

「

別表第1 の5の項 に該当す る対象事 業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
-----------------------------------	--------------	--------------------------------

を

」

「

別表第1 の5の	火力発電所等又は発電設備の出力	火力発電所等又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
-------------	-----------------	-----------------------------------

(1)の 項に該当 する対象 事業			に、
----------------------------	--	--	----

	冷却方式についての 冷却塔、冷却池又は その他のものの別		
	特定区域における土 地の形状を変更する 区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積 が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パー セント未満であること。	を

	冷却方式についての 冷却塔、冷却池又は その他のものの別		
	特定区域における土 地の形状を変更する 区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積 が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パー セント未満であること。	
別表第1 の5の (2)の 項に該当 する対象 事業	太陽光発電所敷地の 面積 森林伐採区域の面積	新たに太陽光発電所敷地となる部分の面積が変更前 の太陽光発電所敷地の面積の10パーセント未満であ り、かつ、10ヘクタール未満（特定区域にあつては、 2ヘクタール未満）であること。 新たに森林伐採区域となる部分の面積が変更前の森 林伐採区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、 4ヘクタール未満であること。	に

改める。

別表第3中

「

別表第1 の5の項 に該当す る対象事 業	発電所又は発電設備 の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加 しないこと。	を
-----------------------------------	------------------	------------------------------------	---

」

「

別表第1 の5の (1)の 項に該当 する対象 事業	火力発電所等又は発 電設備の出力	火力発電所等又は発電設備の出力が10パーセント以 上増加しないこと。	に、
---	---------------------	---------------------------------------	----

」

「

	風力発電設備の位置	風力発電設備が100メートル以上移動しないこと。	を
	特定区域における土 地の形状を変更する 区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積 が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パ ーセント未満であること。	を

」

「

	風力発電設備の位置	風力発電設備が100メートル以上移動しないこと。	に
	特定区域における土 地の形状を変更する 区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積 が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パ ーセント未満であること。	に
別表第1 の5の (2)の 項に該当	太陽光発電所敷地の 面積	新たに太陽光発電所敷地となる部分の面積が変更前 の太陽光発電所敷地の面積の10パーセント未満であ り、かつ、10ヘクタール未満（特定区域にあっては、 2ヘクタール未満）であること。	に

」

する対象 事業	森林伐採区域の面積	新たに森林伐採区域となる部分の面積が変更前の森林伐採区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、4ヘクタール未満であること。
------------	-----------	--

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市環境影響評価条例施行規則別表第1から別表第3までの規定は、対象事業であって、この規則の施行の日の前日までに静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）第10条の規定による方法書及び要約書の送付が行われたものについては、適用しない。

静岡市規則第3号

静岡市景観条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年1月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市景観条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市景観条例等施行規則（平成20年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第4条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 土地に自立して設置する太陽光発電設備その他これに類するもの

第5条第1号イ中「15メートル以下」の次に「、かつ、当該工作物（前条第11号に掲げる工作物に限る。）を設置する区域の敷地面積（増築する場合にあっては、増築後の敷地面積）が10平方メートル以下」を加え、同条第2号イ中「10メートル以下」の次に「、かつ、工作物（前条第11号に掲げる工作物に限る。）を設置する区域の敷地面積（増築する場合にあっては、増築後の敷地面積）が1,000平方メートル以下」を加える。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第7号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第12号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第30号中「景観重要樹木」を「地域景観資源」に改める。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

訓令

静岡市訓令第1号

各局
各区役所

静岡市公文例規程（平成15年静岡市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

第7条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。